

平成24年 9 月18日開会

# 平成24年 9 月徳島県議会定例会議案



## 目 次

第 1 号	平成24年度徳島県一般会計補正予算（第3号）	1頁
第 2 号	平成24年度徳島県電気事業会計補正予算（第2号）	7
第 3 号	平成24年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	9
第 4 号	平成24年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第1号）	11
第 5 号	徳島県防災会議条例の一部改正について	13
第 6 号	徳島県災害対策本部条例の一部改正について	15
第 7 号	水道法施行条例の制定について	17
第 8 号	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の制定について	19
第 9 号	社会福祉法施行条例の制定について	21
第 10 号	児童福祉法施行条例及び生活保護法施行条例の一部改正について	25
第 11 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の制定について	31
第 12 号	医療法施行条例の制定について	35
第 13 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院の重要な財産を定める条例の制定について	37
第 14 号	老人福祉法施行条例の制定について	39
第 15 号	介護保険法施行条例の制定について	41
第 16 号	徳島県障害者の雇用の促進等に関する条例の制定について	47
第 17 号	徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部改正について	51
第 18 号	徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について	53
第 19 号	平成24年度県営土地改良事業費に対する受益市町村負担金について	55
第 20 号	平成24年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益市町負担金について	59
第 21 号	平成24年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について	61

第 22 号	平成24年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について	63頁
第 23 号	平成24年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について	65
第 24 号	平成24年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について	67
第 25 号	平成24年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について	69
第 26 号	平成24年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について	73
第 27 号	基幹農道工事伊勢田トンネルの請負契約の変更請負契約について	75
第 28 号	徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について	77
第 29 号	川内大代線緊急地方道路整備工事加賀須野橋上部工の請負契約について	79
第 30 号	財産の出資について	81
第 31 号	平成23年度徳島県病院事業会計決算の認定について	83
第 32 号	平成23年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	85
第 33 号	平成23年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	87
第 34 号	平成23年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	89
第 35 号	平成23年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	91
報告第 1 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	93
報告第 2 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	95
報告第 3 号	損害賠償（誤認による取締行為）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	97

## 第 1 号

## 平成24年度徳島県一般会計補正予算（第3号）

平成24年度徳島県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,597,118千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ470,621,974千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成24年9月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 1,062,269	千円 57,219	千円 1,119,488
	1 分担金	302,508	4,409	306,917
	2 負担金	759,761	52,810	812,571
9 国庫支出金		52,704,644	1,227,290	53,931,934
	1 国庫負担金	28,471,538	67,679	28,539,217
	2 国庫補助金	23,207,887	1,141,796	24,349,683

	3 委 託 金	1,025,219	17,815	1,043,034
12 繰 入 金		85,214,017	777,390	85,991,407
	2 基 金 繰 入 金	28,229,953	777,390	29,007,343
13 繰 越 金		1,204,000	4,965,769	6,169,769
	1 繰 越 金	1,204,000	4,965,769	6,169,769
14 諸 収 入		14,339,441	30,450	14,369,891
	8 雑 入	2,525,765	30,450	2,556,215
15 県 債		65,732,000	3,539,000	69,271,000
	1 県 債	65,732,000	3,539,000	69,271,000
歳 入	合 計	460,024,856	10,597,118	470,621,974

## 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 22,891,523	千円 4,770,711	千円 27,662,234
	1 総 務 管 理 費	11,955,279	4,706,007	16,661,286
	6 防 災 費	1,359,474	57,302	1,416,776
	7 統 計 調 査 費	316,715	7,402	324,117

	3 民 生 費		57,181,180	603,688	57,784,868
		1 社 会 福 祉 費	42,100,317	364,161	42,464,478
		2 児 童 福 祉 費	9,217,375	198,271	9,415,646
		3 生 活 保 護 費	5,863,488	41,256	5,904,744
	4 衛 生 費		22,711,932	316,993	23,028,925
		1 公 衆 衛 生 費	6,008,684	78,696	6,087,380
		2 環 境 衛 生 費	3,579,577	17,249	3,596,826
		4 医 薬 費	4,787,205	221,048	5,008,253
	5 勞 働 費		6,195,991	570,000	6,765,991
		1 勞 政 費	4,835,309	570,000	5,405,309
	6 農 林 水 産 業 費		30,034,037	1,206,373	31,240,410
		1 農 業 費	5,806,224	102,882	5,909,106
		2 園 芸 蚕 業 費	625,256	2,000	627,256
		3 畜 産 業 費	870,920	7,732	878,652
		4 農 地 費	8,149,678	662,478	8,812,156
		5 林 業 費	12,721,375	188,060	12,909,435
		6 水 産 業 費	1,860,584	243,221	2,103,805

7 商 工 費		58,761,233	10,000	58,771,233
	2 工 鉦 業 費	3,854,517	10,000	3,864,517
8 土 木 費		39,173,796	2,802,643	41,976,439
	2 道 路 橋 り よ う 費	17,453,142	469,000	17,922,142
	3 河 川 海 岸 費	9,632,466	1,124,397	10,756,863
	4 港 湾 費	2,945,007	276,176	3,221,183
	5 都 市 計 画 費	3,719,105	933,070	4,652,175
9 警 察 費		20,759,325	10,133	20,769,458
	1 警 察 管 理 費	18,862,443	1,633	18,864,076
	2 警 察 活 動 費	1,896,882	8,500	1,905,382
10 教 育 費		84,710,327	306,577	85,016,904
	1 教 育 総 務 費	12,860,525	30,605	12,891,130
	4 高 等 学 校 費	18,196,964	230,621	18,427,585
	6 社 会 教 育 費	1,917,319	36,434	1,953,753
	7 保 健 体 育 費	874,804	8,917	883,721
歳 出 合 計		460,024,856	10,597,118	470,621,974



## 第2表 地方債補正

## 1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
総務管理事業	1,603,000 <sup>千円</sup>	2,287,000 <sup>千円</sup>
農地事業	1,067,000	1,353,000
林業治山事業	2,061,000	2,157,000
水産事業	284,000	359,000
道路橋りょう事業	5,578,000	5,656,000
河川海岸事業	3,939,000	4,945,000
港湾事業	787,000	1,031,000
都市計画事業	783,000	1,626,000
高等学校整備事業	1,142,000	1,369,000
計	65,732,000	69,271,000



## 第 2 号

## 平成24年度徳島県電気事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成24年度徳島県電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成24年度徳島県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（補正前）

（補正後）

(2) 建設改良工事 和田島太陽光発電所建設事業 226,800千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,751,974千円」を「不足する額2,978,774千円」に、「過年度分損益勘定留保資金1,855,138千円」を「過年度分損益勘定留保資金2,081,938千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）

（既決予定額）

（補正予定額）

（計）

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的支出	3,038,929千円	226,800千円	3,265,729千円
第1項 建設改良費	2,523,990千円	226,800千円	2,750,790千円

第4条 予算に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第8条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
和田島太陽光発電所建設事業工事請負契約	平成25年度	529,200千円

平成24年9月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 3 号

## 平成24年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成24年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成24年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(補正前)	(補正後)
(4) 建設改良工事	吉野川北岸工業用水道改良工事	552,190千円	607,190千円
	阿南工業用水道改良工事	153,970千円	163,970千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額812,353千円」を「不足する額877,353千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32,182千円及び過年度分損益勘定留保資金780,171千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,277千円及び過年度分損益勘定留保資金842,076千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	956,183千円	65,000千円	1,021,183千円
第1項 建設改良費	706,160千円	65,000千円	771,160千円

平成24年9月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 4 号

## 平成24年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成24年度徳島県駐車場事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成24年度徳島県駐車場事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	83,724千円	11,631千円	95,355千円
第1項 営業収益	83,033千円	△3,000千円	80,033千円
第3項 特別利益		14,631千円	14,631千円
支 出			
第1款 事業費用	78,552千円	7,000千円	85,552千円
第1項 営業費用	76,541千円	7,000千円	83,541千円

平成24年9月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門





## 第五号

## 徳島県防災会議条例の一部改正について

徳島県防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県防災会議条例の一部を改正する条例

徳島県防災会議条例（昭和三十七年徳島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「委員並びに」を「委員」に、「委員は、三十五人」を「委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員は、四十人」に改め、同条第三項中「市町村の」を削り、「委員並びに」を「委員」に改め、「職員のうちから任命される」の下に「委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される」を加える。

第三条第一項中「四十五人」を「五十人」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

災害対策基本法の一部が改正され、都道府県防災会議の委員に自主防災組織を構成する者等が新たに加えられたことに鑑み、徳島県防災会議の委員及び幹事を増員する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第六号

徳島県災害対策本部条例の一部改正について

徳島県災害対策本部条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県災害対策本部条例の一部を改正する条例

徳島県災害対策本部条例（昭和三十七年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第七号

### 水道法施行条例の制定について

水道法施行条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 水道法施行条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、水道法（昭和三十二年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格)

**第二条** 法第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項に規定する条例で定める資格は、水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第六条に定める資格とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により水道法の一部が改正されたことに伴い、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第八号

## 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の制定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定猟法禁止区域の標識の寸法)

**第二条** 法第十五条第十四項ただし書の規定により条例で定める指定猟法禁止区域の標識の寸法は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）様式第四に規定する寸法とする。

(鳥獣保護区の標識の寸法)

**第三条** 法第二十八条第九項において準用する法第十五条第十四項ただし書の規定により条例で定める鳥獣保護区の標識の寸法は、省令様式第八に規定する寸法とする。

(特別保護地区の標識の寸法)

**第四条** 法第二十九条第四項において準用する法第十五条第十四項ただし書の規定により条例で定める特別保護地区の標識の寸法は、省令様式第九に規定する寸法とする。

(特別保護指定区域の標識の寸法)

**第五条** 省令第三十七条第二項ただし書の規定により条例で定める特別保護指定区域の標識の寸法は、省令様式第十に規定する寸法とする。

(休猟区の標識の寸法)

**第六条** 法第三十四条第七項の規定により条例で定める休猟区の標識の寸法は、省令様式第十一に規定する寸法とする。

(特定猟具使用禁止区域の標識の寸法)

**第七条** 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第七項の規定により条例で定める特定猟具使用禁止区域の標識の寸法は、省令様式第十三に規定する寸法とする。

(特定猟具使用制限区域の標識の寸法)

**第八条** 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第七項の規定により条例で定める特定猟具使用制限区域の標識の寸法は、省令様式第十四に規定する寸法とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、知事が設置する指定猟法禁止区域等の標識の寸法について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第九号

## 社会福祉法施行条例の制定について

社会福祉法施行条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 社会福祉法施行条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会福祉法人に対する助成の申請手続等)

**第二条** 法第五十八条第一項の規定により社会福祉法人が助成を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 助成を受ける事業の計画書及びこれに伴う収支予算書
- 二 別に国又は地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の程度を記載した書類
- 三 財産目録及び貸借対照表
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 前項に定めるもののほか、法第五十八条第一項の規定による社会福祉法人に対する助成に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(軽費老人ホーム、婦人保護施設及び授産施設の設備及び運営に関する基準)

**第三条** 法第六十五条第一項の規定により条例で定める軽費老人ホーム（法第二条第二項第三号に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準については、次条から第六条までに定めるもののほか、法第六十五条第二項に規定する厚生労働省令（軽費老人ホームに係るものに限る。）で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）第九条第二項（同令第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

2 法第六十五条第一項の規定により条例で定める婦人保護施設（法第二条第二項第六号に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準については、次条、第七条及び第八条に定めるもののほか、法第六十五条第二項に規定する厚生労働省令（婦人保護施設に係るものに限る。）で定める基準の例による。

3 法第六十五条第一項の規定により条例で定める授産施設（法第二条第二項第七号に規定する授産施設のうち、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第五項に規定する授産施設以外のものをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準については、次条に定めるもののほか、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）第一章及び第四章に定める基準の例による。

（非常災害対策に係る基準）

**第四条** 軽費老人ホーム、婦人保護施設及び授産施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害に関する避難等の具体的計画を立てる際には、それぞれの施設の立地環境を考慮するとともに、当該計画の概要を職員及び入所者又は利用者の見やすい場所に分かりやすく掲示するよう努めなければならない。

2 婦人保護施設及び授産施設は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知するよう努めなければならない。

3 軽費老人ホーム及び婦人保護施設は、非常災害時における施設の運営に必要な三日分の非常用の食糧、飲料水等を備蓄するよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、施設の特性に応じ、相互に連携して非常災害時における被災者の支援に努めなければならない。

（歯と口腔の健康づくりに係る基準）

**第五条** 軽費老人ホームは、笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例（平成二十四年徳島県条例第一号）第二条第一号に規定する歯と口腔の健康づくり（以下この条において「歯と口腔の健康づくり」という。）に関する職員の知識及び理解を深めるとともに、入所者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

（地域との交流に係る基準）

**第六条** 軽費老人ホームは、施設の運営に支障のない範囲内で、地域との交流を図るために当該施設の一部を使用することができる。

（人権への配慮等に係る基準）

**第七条** 婦人保護施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

（秘密保持等に係る基準）

**第八条** 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

## 附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 第三条第一項ただし書の規定は、この条例の施行の日前に整備した記録については、適用しない。
- 3 次に掲げる条例は、廃止する。
  - 一 生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例（昭和三十六年徳島県条例第十三号）
  - 二 社会福祉法人の助成に関する条例（昭和五十一年徳島県条例第八号）

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準について条例で定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十号

## 児童福祉法施行条例及び生活保護法施行条例の一部改正について

児童福祉法施行条例及び生活保護法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 児童福祉法施行条例及び生活保護法施行条例の一部を改正する条例

(児童福祉法施行条例の一部改正)

**第一条** 児童福祉法施行条例(平成十二年徳島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条を第二十一条とし、第一条の次に次の十九条を加える。

(基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準)

**第二条** 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により条例で定める基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準については、第七条及び第十条に定めるもののほか、法第二十一条の五の四第二項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者の基準)

**第三条** 法第二十一条の五の十五第二項第一号(法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者については、法第二十一条の五の十五第三項(法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準)

**第四条** 法第二十一条の五の十八第一項の条例で定める基準及び同条第二項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準については、第七条から第十条までに定めるもののほか、法第二十一条の五の十八第三項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(指定障害児人所施設の指定等に係る申請者の基準)

**第五条** 法第二十四条の九第二項(法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)において準用する法第二十一条の五の十五第二項第一号の条例で定める者については、法第二十四条の九第二項(法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)において準用する法第二十一条の五の十五第

三項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準)

**第六条** 法第二十四条の十二第一項の条例で定める基準及び同条第二項の条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準については、次条から第十条までに定めるもののほか、法第二十四条の十二第三項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(指定障害児入所施設等における非常災害対策に係る基準)

**第七条** 次に掲げる事業者又は施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害に関する避難等の具体的計画を立てる際には、それぞれの事業所又は施設の立地環境を考慮するとともに、当該計画の内容を、適切な方法により定期的に障害児及び関係者に周知し、あわせて従業者、障害児及び関係者の見やすい場所に分かりやすく掲示するよう努めなければならない。

一 指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。以下同じ。）（保育所等訪問支援に係る指定通所支援（同項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）の事業のみを行う者を除く。）

二 基準該当通所支援事業者（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援の事業を行う者をいう。以下同じ。）

三 指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）

2 指定障害児入所施設は、非常災害時における施設の運営に必要となる三日分の非常用の食糧、飲料水等を備蓄するよう努めなければならない。

3 第一項各号に掲げる事業者又は施設は、それぞれの事業所又は施設の特性に応じ、相互に連携して非常災害時における被災者の支援に努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくりに係る基準)

**第八条** 次に掲げる事業者又は施設は、笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例（平成二十四年徳島県条例第一号）第二条第一号に規定する歯と口腔の健康づくり（以下この条において「歯と口腔の健康づくり」という。）に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、障害児の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

一 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援センターにおいて児童発達支援又は医療型児童発達支援に係る指定通所支援の事業を行う者に限る。）

二 指定障害児入所施設

(地域との交流に係る基準)

**第九条** 第七条第一項第一号及び第二号に掲げる事業者又は施設は、事業所又は施設の運営に支障のない範囲内で、地域との交流を図るために当該事業所又は施設の一部を使用することができる。

(スポーツの推進に係る基準)

**第十条** 次に掲げる事業者又は施設は、障害児の障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ、障害児が自主的かつ積極的にスポーツに親しむことができるような支援の提供に努めなければならない。

一 指定障害児通所支援事業者（医療型児童養護支援及び保育所等訪問支援に係る指定通所支援の事業のみを行う者を除く。）

二 基準該当通所支援事業者

三 指定障害児入所施設である法第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

**第十一条** 法第四十五条第一項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）については、次条から第二十条までに定めるもののほか、法第四十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。この場合において、最低基準を超えて、設備を有し又は運営をしている児童福祉施設は、児童の最善の利益を確保するため特に必要と認めるときに限り、前段の規定によりその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四条第二項中「理由として」とあるのは「下回らない範囲内で」と、「低下させてはならない」とあるのは「変更することができる」とする。

（児童福祉施設における非常災害対策に係る基準）

**第十二条** 児童福祉施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害に関する避難等の具体的計画を立てる際には、それぞれの施設の立地環境を考慮するとともに、当該計画の内容を、適切な方法により定期的に職員、児童及び関係者に周知するよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、それぞれの施設の特性に応じ、相互に連携して非常災害時における被災者の支援に努めなければならない。

（食育の推進に係る基準）

**第十三条** 児童に食事を提供する児童福祉施設は、児童の健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、食育に関する計画の立案並びに指導及び助言を担当する職員の配置に努めなければならない。

（健康の保持増進に係る基準）

**第十四条** 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）は、児童の心身の健康の保持増進を図るため、健康に関する情報の収集、整理及び活用を担当する職員の配置に努めなければならない。

（地域との交流に係る基準）

**第十五条** 児童福祉施設は、施設の運営に支障のない範囲内で、地域との交流を図るために当該施設の一部を使用することができる。

（保育所等の乳児室及びほふく室に係る基準）

**第十六条** 第十一条前段の規定によりその例によることとされる設備運営基準第三十二条第一号中「乳児室又はほふく室」とあるのは、「乳児室（満二歳に

満たない乳幼児であつて、ほふくをしないものを保育する部屋をいう。以下同じ。)又はほふく室(満二歳に満たない乳幼児であつて、ほふくをするものを保育する部屋をいう。以下同じ。)」とする。

2 保育所は、一の部屋において乳児室(満二歳に満たない乳児及び幼児であつて、ほふくをしないものを保育する部屋をいう。)及びほふく室(満二歳に満たない乳児及び幼児であつて、ほふくをするものを保育する部屋をいう。)の運営を行う場合には、これらを適切な方法で区画することにより、保育する乳児及び幼児の安全に配慮しなければならない。

3 母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、前項の規定を準用する。

(保育所の保育環境の向上に係る基準)

**第十七条** 保育所は、保育を行う乳児及び幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育時間の延長その他の適切な方法により、保育環境の向上に努めなければならない。

(保育所における乳児及び幼児の環境を大切にする心の育成等に係る基準)

**第十八条** 保育所は、保育を行うに当たっては、乳児及び幼児が自然と触れ合う機会を設けるとともに、乳児及び幼児の環境を大切にする心の育成に努めなければならない。

(保育所における保護者への援助に係る基準)

**第十九条** 保育所は、保育を行う乳児及び幼児の保護者に対して必要な助言その他の援助を行う場合には、個室その他の個人情報に配慮した適切な環境で行うよう努めなければならない。

(保育所における子育て支援に係る基準)

**第二十条** 保育所は、その地域の住民に対し、その行う保育に関する情報を広く提供することにより、地域における子育て支援の拠点としての役割を果たすよう努めなければならない。

(生活保護法施行条例の一部改正)

**第二条** 生活保護法施行条例(平成十二年徳島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条を第七条とし、第二条を第六条とし、第一条の次に次の四条を加える。

(保護施設の設備及び運営に関する基準)

**第二条** 法第三十九条第一項の規定により条例で定める保護施設(医療保護施設を除く。次条において同じ。)の設備及び運営に関する基準については、同条から第五条までに定めるもののほか、法第三十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

2 法第三十九条第一項の規定により条例で定める医療保護施設の設備及び運営に関する基準については、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)その他医



療に関する法令に規定する病院又は診療所に係る基準及び同法第二十一条第一項又は第二項の規定により条例で定める病院又は療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準の例による。

(非常災害対策に係る基準)

**第三条** 保護施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害に関する避難等の具体的計画を立てる際には、それぞれの施設の立地環境を考慮するとともに、当該計画の概要を職員、入所者及び利用者の見やすい場所に分かりやすく掲示するよう努めなければならない。

2 保護施設は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知するよう努めなければならない。

3 救護施設及び更生施設は、非常災害時における施設の運営に必要となる三日分の非常用の食糧、飲料水等を備蓄するよう努めなければならない。

4 救護施設及び更生施設は、それぞれの施設の特性に応じ、相互に連携して非常災害時における被災者の支援に努めなければならない。

(健康の保持増進に係る基準)

**第四条** 救護施設及び更生施設は、入所者の健康の保持増進を担当する職員を配置するよう努めなければならない。

(地域住民との交流の推進に係る基準)

**第五条** 救護施設及び更生施設は、地域住民と支え合う良好な関係を構築するため、地域住民との交流を積極的に推進するよう努めなければならない。

## 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により児童福祉法及び生活保護法の一部が改正されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例**

(趣旨)

**第一条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準該当事業所に係る基準該当障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準)

**第二条** 法第三十条第一項第二号イの規定により条例で定める基準該当事業所に係る基準該当障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準については、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る申請者の基準)

**第三条** 法第三十六条第三項第一号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者については、法第三十六条第四項（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(指定障害者支援施設の指定等に係る申請者の基準)

**第四条** 法第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第一号の条例で定める者については、法第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第四項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

**第五条** 法第四十三条第一項の条例で定める基準及び同条第二項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、第九条

から第十二条までに定めるもののほか、法第四十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準)

**第六条** 法第四十四条第一項の条例で定める基準及び同条第二項の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準については、第九条から第十二条までに定めるもののほか、法第四十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準)

**第七条** 法第八十条第一項の規定により条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準については、第九条から第十二条までに定めるもののほか、法第八十条第二項に規定する厚生労働省令(障害福祉サービス事業に係るものに限る。)で定める基準の例による。

2 法第八十条第一項の規定により条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準については、第九条及び第十二条に定めるもののほか、法第八十条第二項に規定する厚生労働省令(地域活動支援センターに係るものに限る。)で定める基準の例による。

3 法第八十条第一項の規定により条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する基準については、第九条に定めるもののほか、法第八十条第二項に規定する厚生労働省令(福祉ホームに係るものに限る。)で定める基準の例による。

(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準)

**第八条** 法第八十四条第一項の規定により条例で定める障害者支援施設の設備及び運営に関する基準については、次条から第十二条までに定めるもののほか、法第八十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(非常災害対策に係る基準)

**第九条** 次に掲げる事業者又は施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害に関する避難等の具体的計画を立てる際には、それぞれの事業所又は施設の立地環境を考慮するとともに、当該計画の概要を従業者及び利用者の見やすい場所に分かりやすく掲示するよう努めなければならない。

一 指定障害福祉サービス事業者(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス(同項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の事業のみを行う者を除く。)

二 指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)

三 障害福祉サービス事業者(障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。))を行う者をいう。以下同じ。)

四 障害者支援施設

五 地域活動支援センター

六 福祉ホーム

2 次に掲げる事業者又は施設は、非常災害時における事業所又は施設の運営に必要となる三日分の非常用の食糧、飲料水等を備蓄するよう努めなければなら

ない。

- 一 指定障害福祉サービス事業者（療養介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）
- 二 指定障害者支援施設等
- 三 障害福祉サービス事業者（療養介護の事業を行う者に限る。）
- 四 障害者支援施設

3 第一項各号に掲げる事業者又は施設は、それぞれの事業所又は施設の特性に応じ、相互に連携して非常災害時における被災者の支援に努めなければならない。

（歯と口腔の健康づくりに係る基準）

**第十条** 次に掲げる事業者又は施設は、笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例（平成二十四年徳島県条例第一号）第二条第一号に規定する歯と口腔の健康づくり（以下この条において「歯と口腔の健康づくり」という。）に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

- 一 指定障害福祉サービス事業者（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）
- 二 指定障害者支援施設等
- 三 障害福祉サービス事業者（療養介護の事業のみを行う者を除く。）
- 四 障害者支援施設

（地域との交流に係る基準）

**第十一条** 第九条第一項第一号から第四号までに掲げる事業者又は施設は、事業所又は施設の運営に支障のない範囲内で、地域との交流を図るために当該事業所又は施設の一部を使用することができる。

（スポーツの推進に係る基準）

**第十二条** 第十条各号に掲げる事業者又は施設及び地域活動支援センターは、利用者の障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ、利用者が自主的かつ積極的にスポーツに親しむことができるような支援の提供に努めなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第十二号

## 医療法施行条例の制定について

医療法施行条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 医療法施行条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(病院等の既存の病床数等を算定するに当たつての補正の基準)

**第二条** 知事は、法第七条の二第四項の規定により既存の病床数及び申請に係る病床数を算定するに当たつては、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「省令」という。）第三十条の三十三及び第四十八条に定める基準の例により、必要な補正を行わなければならない。

2 知事は、法第七条の二第五項の規定により既存の病床数を算定するに当たつては、省令第二条の二及び第四十八条に定める基準の例により、介護老人保健施設の入所定員数を既存の病床数とみなす。

(病院等の専属薬剤師の設置の基準)

**第三条** 法第十八条に規定する病院又は診療所の開設者は、省令第六条の六に定める基準の例により、専属の薬剤師を置かなければならない。

(病院等の人員及び施設の基準)

**第四条** 法第二十一条第一項の規定により条例で定める病院の人員及び施設の基準については、省令第十九条第二項、第三項及び第五項、第二十一条、第四十三條の二、第五十二条第五項及び第六項並びに第五十三条並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「改正省令」という。）附則第二十条及び附則第二十二條に定める基準の例による。

2 法第二十一条第二項の規定により条例で定める療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準については、省令第二十一条の二第二項から第四項まで、第二十一条の四、第五十四条及び第五十五条並びに改正省令附則第二十三條及び附則第二十四條に定める基準の例による。

## 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により医療法の一部が改正されたことに伴い、病院等の人員及び施設の基準等について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十三号

## 地方独立行政法人徳島県鳴門病院の重要な財産を定める条例の制定について

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の重要な財産を定める条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 地方独立行政法人徳島県鳴門病院の重要な財産を定める条例

地方独立行政法人徳島県鳴門病院に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとするときにあつては、その適正な見積価額）の金額が七千万円以上の不動産（信託に係るものを除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 提案理由

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の設立に伴い、地方独立行政法人徳島県鳴門病院が譲渡し、又は担保に供しようとするときに知事の認可を受けなければならない重要な財産を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十四号

## 老人福祉法施行条例の制定について

老人福祉法施行条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 老人福祉法施行条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

**第二条** 法第十七条第一項の規定により条例で定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、次条から第五条までに定めるもののほか、法第十七条第二項に規定する厚生労働省令（養護老人ホームに係るものに限る。）で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和三十九年厚生省令第十九号）第九条第二項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

2 法第十七条第一項の規定により条例で定める特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、次条から第五条までに定めるもののほか、法第十七条第二項に規定する厚生労働省令（特別養護老人ホームに係るものに限る。）で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホームの基準」という。）第九条第二項（特別養護老人ホームの基準第四十二条、第五十九条及び第六十二条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号）附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第五条の規定による改正前の特別養護老人ホームの基準第五十二条において準用する場合を含む。）中「二年間」とあるのは「五年間」と、特別養護老人ホームの基準第十一条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イ中「二人」とあるのは「二人以上四人以下」とする。

(非常災害対策に係る基準)

**第三条** 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）は、震災、風水害、火災その他の非常災害に関する避難等の具体的計

画を立てる際には、それぞれの施設の立地環境を考慮するとともに、当該計画の概要を職員及び入所者の見やすい場所に分かりやすく掲示するよう努めなければならない。

- 2 養護老人ホーム等は、非常災害時における施設の運営に必要となる三日分の非常用の食糧、飲料水等を備蓄するよう努めなければならない。
- 3 養護老人ホーム等は、それぞれの施設の特性に応じ、相互に連携して非常災害時における被災者の支援に努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくりに係る基準)

**第四条** 養護老人ホーム等は、笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例(平成二十四年徳島県条例第一号)第二条第一号に規定する歯と口腔の健康づくり(以下この条において「歯と口腔の健康づくり」という。)に関する職員の知識及び理解を深めるとともに、入所者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(地域との交流に係る基準)

**第五条** 養護老人ホーム等は、施設の運営に支障のない範囲内で、地域との交流を図るために当該施設の一部を使用することができる。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 第二条第一項ただし書及び第二項ただし書(特別養護老人ホームの基準第十一条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イに係る部分を除く。)の規定は、この条例の施行の日前に整備した記録については、適用しない。

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により老人福祉法の一部が改正されたことに伴い、養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第十五号

## 介護保険法施行条例の制定について

介護保険法施行条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 介護保険法施行条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

**第二条** 法第四十二条第一項第二号の規定により条例で定める基準該当居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数並びに基準該当居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、第十一条から第十三条までに定めるもののほか、法第四十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下この条において「省令」という。）第四十三条において準用する省令第三十九条第二項、省令第五十八条において準用する省令第五十二条の二第二項、省令第九十九条において準用する省令第四百四条の二第二項、省令第四百四十条の三十二において準用する省令第五百三十九条の二第二項及び省令第二百六条において準用する省令第二百四条の二第二項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

**第三条** 法第五十四条第一項第二号の規定により条例で定める基準該当介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数、基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに基準該当介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、第十一条から第十三条までに定めるもののほか、法第五十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下この条において「省令」という。）第四十五条において準用する省令第三十七条第二項、省令第六十一条におい

て準用する省令第五十四条第二項、省令第百十五條において準用する省令第百六條第二項、省令第百八十五條において準用する省令第百四十一條第二項及び省令第二百八十條において準用する省令第二百七十五條第二項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(指定居宅サービス事業者の指定等に係る申請者の基準)

**第四条** 法第七十條第二項第一号(法第七十條の二第四項(法第百十五條の十一において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の条例で定める者については、法第七十條第三項(法第七十條の二第四項(法第百十五條の十一において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

**第五条** 法第七十四條第一項の規定により条例で定める指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数並びに同條第二項の規定により条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、第十一条から第十三条までに定めるもののほか、法第七十四條第三項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下この条において「省令」という。)第三十九條第二項、第五十三條の二第二項、第七十三條の二第二項、第八十二條の二第二項、第九十條の二第二項、第百四條の二第二項、第百五條の十八第二項、第百十八條の二第二項及び第百二十九條の二第二項(省令第百四十條の十三及び本文の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第百六号。以下「平成二十三年改正省令」という。)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十三年改正省令第一条の規定による改正前の省令第百四十條の二十五において準用する場合を含む。)、省令第百五十四條の二第二項(省令第百五十五條の十二において準用する場合を含む。))並びに省令第百九十一條の三第二項、第百九十二條の十一第二項、第二百四條の二第二項及び第二百五條第二項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(指定介護老人福祉施設の入所定員)

**第六条** 法第八十六條第一項(法第八十六條の二第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、三十人以上とする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)

**第七条** 法第八十八條第一項の規定により条例で定める指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の員数並びに同條第二項の規定により条例で定める指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準については、第十一条から第十三条までに定めるもののほか、法第八十八條第三項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号。以下この条及び附則第二項において「省令」という。)第三条第一項第一号イ中「二人」とあるのは「二人以上四人以下」と、省令第三十七條第二項(省令第四十九條及び本文の規定によりその例によることとされる平成二十三年改正省令附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十三年改正省令第二条の規定による改正前の省令第六十一條において準用する場合を含む。)中「二年間」とあるのは「五年間」とする。

(介護老人保健施設の施設、人員、設備及び運営に関する基準)

**第八条** 法第九十七条第一項の規定により条例で定める介護老人保健施設の施設、同条第二項の規定により条例で定める介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数並びに同条第三項の規定により条例で定める介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準については、第十一条及び第十三条に定めるもののほか、法第九十七条第四項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下この条において「省令」という。）第三十八条第二項（省令第五十条において準用する場合を含む。）中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(指定介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の基準)

**第九条** 法第一百五十五条の二第二項第一号の条例で定める者については、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

**第十条** 法第一百五十五条の四第一項の規定により条例で定める指定介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数並びに同条第二項の規定により条例で定める指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、次条から第十三条までに定めるもののほか、法第一百五十五条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下この条において「省令」という。）第三十七条第二項、第五十四条第二項、第七十三條第二項、第八十三條第二項、第九十二条第二項、第百六条第二項、第百二十二条第二項及び第百四十一条第二項（省令第五十九条において準用する場合を含む。）、省令第九十四条第二項（省令第二百十条において準用する場合を含む。）並びに省令第二百四十四条第二項、第二百六十一条第二項、第二百七十五条第二項及び第二百八十八条第二項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(非常災害対策に係る基準)

**第十一条** 次に掲げる事業者又は施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害に関する避難等の具体的計画を立てる際には、それぞれの事業所又は施設の立地環境を考慮するとともに、当該計画の概要を従業者及び利用者又は入所者の見やすい場所に分かりやすく掲示するよう努めなければならない。

- 一 指定通所介護事業者及び基準該当通所介護事業者
- 二 指定通所リハビリテーション事業者
- 三 指定短期入所生活介護事業者及び基準該当短期入所生活介護事業者
- 四 指定短期入所療養介護事業者
- 五 指定特定施設入居者生活介護事業者

- 六 指定介護予防通所介護事業者及び基準該当介護予防通所介護事業者
- 七 指定介護予防通所リハビリテーション事業者
- 八 指定介護予防短期入所生活介護事業者及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業者
- 九 指定介護予防短期入所療養介護事業者
- 十 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者
- 十一 指定介護老人福祉施設
- 十二 介護老人保健施設

- 2 前項第三号から第五号まで及び第八号から第十二号までに掲げる事業者又は施設は、非常災害時における事業所又は施設の運営に必要となる三日分の非常用の食糧、飲料水等を備蓄するよう努めなければならない。
- 3 第一項各号に掲げる事業者又は施設は、それぞれの事業所又は施設の特性に応じ、相互に連携して非常災害時における被災者の支援に努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくりに係る基準)

**第十二条** 前条第一項第三号、第五号、第八号、第十号及び第十一号に掲げる事業者又は施設は、笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例（平成二十四年徳島県条例第一号）第二条第一号に規定する歯と口腔の健康づくり（以下この条において「歯と口腔の健康づくり」という。）に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者又は入所者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(地域との交流に係る基準)

**第十三条** 第十一条第一項第三号から第五号まで及び第八号から第十二号までに掲げる事業者又は施設は、事業所又は施設の運営に支障のない範囲内で、地域との交流を図るために当該事業所又は施設の一部を使用することができる。

(公益を代表する委員の定数)

**第十四条** 法第百八十五条第一項第三号に規定する徳島県介護保険審査会（以下「保険審査会」という。）の公益を代表する委員の定数は、二十四人以内とする。

(関係人等に対する報酬)

**第十五条** 法第百九十四条第二項に規定する保険審査会に出頭した関係人又は診断その他の調査をした医師等に対する報酬については、用務の内容その他を考慮して知事が別に定める。

## 附 則



## (施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

## (経過措置)

- 2 第二条ただし書、第三条ただし書、第五条ただし書、第七条ただし書（省令第三条第一項第一号イに係る部分を除く。）、第八条ただし書及び第十条ただし書の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に整備した記録については、適用しない。

## (指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準)

- 3 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定（以下この項において「経過規定」という。）によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第一百条第一項の規定により条例で定める指定介護療養施設サービスに従事する従業者の員数並びに同条第二項の規定により条例で定める指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準については、次項に定めるもののほか、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる経過規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第十号）第一条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下この項において「省令」という。）第三十六条第二項（省令第五十条において準用する場合を含む。）中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。
- 4 第十一条及び第十三条の規定は、指定介護療養型医療施設について準用する。

## (指定介護療養型医療施設に係る経過措置)

- 5 附則第三項ただし書の規定は、施行日前に整備した記録については、適用しない。

## (徳島県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数及び関係人等に対する報酬に関する条例の廃止)

- 6 徳島県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数及び関係人等に対する報酬に関する条例（平成十一年徳島県条例第二十二号）は、廃止する。

## 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について条例で定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十六号

## 徳島県障害者の雇用の促進等に関する条例の制定について

徳島県障害者の雇用の促進等に関する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県障害者の雇用の促進等に関する条例

障害者の雇用を取り巻く状況は、障害者に対する理解と関心の増進により改善が見られる一方で、まだ多くの障害者が働く場を求めており、依然として厳しいものとなっている。

このような状況を改善するためには、事業主はもとより、県民全てが障害者の雇用について理解を深めることにより、働く意欲のある障害者が、その特性に応じて能力を発揮し、地域社会の一員となる機会が確保されることが不可欠である。

こうした認識の下、障害者の働きたいという思いの実現に向けて、県、事業主、障害者雇用関係団体及び県民が、障害者に対する理解を深め、相互に連携を図りながら協力することにより、障害者の雇用の気運を醸成し、一人でも多くの障害者の雇用の場が確保されることを目指し、この条例を制定する。

## (目的)

**第一条** この条例は、障害者の雇用の促進等について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに事業主、障害者雇用関係団体及び県民の役割を明らかにするとともに、障害者の雇用の促進等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の雇用の促進等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって働く意欲のある障害者が、その特性に応じて能力を発揮することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第一号に規定する障害者をいう。
- 二 障害者の雇用の促進等 障害者の雇用の促進及びその職業の安定をいう。
- 三 障害者雇用関係団体 事業主の団体、障害者の団体その他の障害者の雇用又は就労に関係のある団体をいう。

(基本理念)

**第三条** 障害者の雇用の促進等は、障害者がその特性に応じて能力を発揮し、経済社会を構成する労働者の一員として社会参加の機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める障害者の雇用の促進等についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係行政機関、事業主、障害者雇用関係団体及び県民と協力して、障害者の雇用の促進等に関する施策を実施するものとする。

(事業主の役割)

**第五条** 事業主は、基本理念にのっとり、障害者一人一人の特性について理解を深め、その特性に配慮した雇用管理を行う等、障害者の働きやすい職場環境を整備し、障害者の雇用の機会の創出及び拡大に努めるものとする。

(障害者雇用関係団体の役割)

**第六条** 障害者雇用関係団体は、基本理念にのっとり、その構成員に対し、障害者の雇用又は就労のために必要な情報の提供及び助言に努めるものとする。

(県民の役割)

**第七条** 県民は、障害者の雇用及び就労に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害者の雇用の促進等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(障害者の雇用の促進等に関する行動計画)

**第八条** 知事は、障害者の雇用の促進等に向けた取組について、総合的かつ計画的に推進するため、障害者の雇用の促進等に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を定めるものとする。

2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 障害者の雇用の促進等に関する目標
- 2 前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項

3 知事は、行動計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民から広く意見を聴くものとする。

4 知事は、行動計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、行動計画の変更(軽微なものを除く。)について準用する。

(就労のための教育の充実)

**第九条** 県は、徳島県立学校において、在学する障害のある生徒が就労に必要な能力を習得するための教育の充実を図るものとする。

(職業訓練の充実)

**第十条** 県は、障害者が職業に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練の充実を図るものとする。

(就業及び生活上の支援)

**第十一条** 県は、障害者の雇用の促進等に関する法律第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、障害者が職業生活における自立を図るための就業の支援及び就業に伴い必要となる日常生活又は社会生活上の支援に努めるものとする。

(障害者支援施設等からの物品の買入れ等)

**第十二条** 県は、障害者支援施設等（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第三号に規定する障害者支援施設その他の施設等であつて、障害者を多数雇用する等により障害者の雇用の促進等に取り組むものとして知事が定めるものをいう。以下同じ。）において生産活動等に従事する障害者の就労を支援するため、自ら率先して障害者支援施設等から物品を買入れ、又は役務の提供を受けることに努めるとともに、事業者に対して同様の措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

(職員の採用)

**第十三条** 県は、自ら率先して障害者を職員に採用するものとする。

(啓発活動)

**第十四条** 県は、障害者の雇用及び就労に関し、事業主及び県民の理解を深めるため、関係行政機関及び障害者雇用関係団体と協力して啓発活動を行うものとする。

(顕彰)

**第十五条** 県は、障害者の雇用の促進等に著しく貢献した事業者及び団体（以下「事業者等」という。）の顕彰に努めるものとする。

2 知事は、前項の規定により顕彰された事業者等に対し、知事が別に定めるところにより、同項の規定により顕彰された事業者等であることを示す標章の使用を認めることができる。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている障害者の雇用の促進等に関する県の計画であつて、障害者の雇用の促進等に向けた取組について総合的かつ計画的に推進するためのものは、第八条第一項の規定により定められた行動計画とみなす。

#### 提案理由

障害者の雇用の促進等について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに事業主、障害者雇用関係団体及び県民の役割を明らかにするとともに、障害者の雇用の促進等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の雇用の促進等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって働く意欲のある障害者が、その特性に応じて能力を発揮することのできる社会の実現に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第十七号

## 徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部改正について

徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部を改正する条例**

徳島県高等学校修学等支援基金条例（平成二十一年徳島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 基金は、当分の間、第六条の規定にかかわらず、県が行う高等学校及び専修学校の高等課程の生徒の授業料の軽減に係る措置に要する経費の財源に充てる場合に処分することができる。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部が改正されたこと等に鑑み、徳島県高等学校修学等支援基金について、当分の間、県が行う高等学校等の生徒の授業料の軽減に係る措置に要する経費の財源に充てる場合に処分することができることとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第十八号

## 徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表日野谷発電所の項中「二八、九〇〇キロワット」を「二四、四〇〇キロワット」に改め、同一の表に次のように加える。

マリンピア沖洲太陽光発電所	徳島市東沖洲一丁目	二、〇〇〇キロワット	
---------------	-----------	------------	--

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

日野谷発電所に係る水利使用許可の更新における常時使用水量の変更及びマリンピア沖洲太陽光発電所の新設に伴い、電気事業の規模を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第 19 号

## 平成24年度県営土地改良事業費に対する受益市町村負担金について

平成24年度県営土地改良事業費の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

平成 24 年 9 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営土地改良事業	徳島市	県営かんがい排水事業	8,000,000	2,000,000	2.5/10以内	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		広域営農団地農道整備事業	25,000,000	2,500,000	1/10以内	
		湛水防除事業	250,000,000	37,500,000	1.5/10以内	
		小 計	283,000,000	42,000,000	—	
	鳴門市	基幹農道整備事業	30,000,000	2,580,000	0.86/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	130,000,000	29,250,000	2.25/10以内	
		地盤沈下対策事業	3,000,000	180,000	0.6/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	35,800,000	2,685,000	1.5/10以内	
		小 計	198,800,000	34,695,000	—	
	小松島市	経営体育成基盤整備事業	40,000,000	1,000,000	2.25/10以内	
		地盤沈下対策事業	1,000,000	60,000	0.6/10以内	
		小 計	41,000,000	1,060,000	—	

		阿南市	広域営農団地農道整備事業	5,000,000	500,000	1/10以内		
			中山間地域農村活性化総合整備事業	117,450,000	11,681,000	1.5/10以内		
			経営体育成基盤整備事業	80,000,000	4,000,000	2.25/10以内		
			小計	202,450,000	16,181,000	—		
		吉野川市	基幹農道整備事業	50,000,000	4,300,000	0.86/10以内		
			広域営農団地農道整備事業	1,000,000	100,000	1/10以内		
			県営老朽ため池等整備事業	30,000,000	7,500,000	2.5/10以内		
			小計	81,000,000	11,900,000	—		
		阿波市	県営農道整備事業	3,000,000	750,000	2.5/10以内		
			経営体育成基盤整備事業	180,000,000	14,400,000	2.25/10以内		
		小計	183,000,000	15,150,000	—			
		美馬市	県営かんがい排水事業	11,000,000	2,750,000	2.5/10以内		
			広域営農団地農道整備事業	9,000,000	900,000	1/10以内		
			中山間地域農村活性化総合整備事業	107,600,000	10,825,000	1.5/10以内		
			県営老朽ため池等整備事業	37,000,000	9,250,000	2.5/10以内		
			小計	164,600,000	23,725,000	—		
		三好市	基幹農道整備事業	20,000,000	1,720,000	0.86/10以内		
			広域営農団地農道整備事業	100,000,000	10,000,000	1/10以内		
			中山間地域農村活性化総合整備事業	63,450,000	8,567,000	1.5/10以内		
県営老朽ため池等整備事業	10,000,000		2,500,000	2.5/10以内				
小計	193,450,000		22,787,000	—				

		勝浦町	基幹農道整備事業	35,000,000	3,010,000	0.86/10以内		
			広域営農団地農道整備事業	144,000,000	14,400,000	1/10以内		
			県営老朽ため池等整備事業	37,000,000	2,960,000	2.5/10以内		
			小計	216,000,000	20,370,000	—		
		上勝町	広域営農団地農道整備事業	134,000,000	13,400,000	1/10以内		
		佐那河内村	広域営農団地農道整備事業	3,000,000	300,000	1/10以内		
		牟岐町	中山間地域農村活性化総合整備事業	45,825,000	4,748,000	1.5/10以内		
		海陽町	基幹農道整備事業	140,000,000	12,040,000	0.86/10以内		
			県営老朽ため池等整備事業	50,000,000	3,000,000	2.5/10以内		
			小計	190,000,000	15,040,000	—		
		松茂町	地盤沈下対策事業	1,000,000	60,000	0.6/10以内		
		藍住町	地盤沈下対策事業	134,000,000	8,040,000	0.6/10以内		
		板野町	国営付帯県営農地防災事業	106,180,000	7,963,500	1.5/10以内		
		上板町	県営かんがい排水事業	20,000,000	5,000,000	2.5/10以内		
			県営農道整備事業	5,000,000	1,250,000	2.5/10以内		
国営付帯県営農地防災事業	113,820,000		8,536,500	1.5/10以内				
	小計	138,820,000	14,786,500	—				
つるぎ町	広域営農団地農道整備事業	80,000,000	8,000,000	1/10以内				
東みよし町	広域営農団地農道整備事業	115,000,000	11,500,000	1/10以内				

		県営農道整備事業	40,000,000	10,000,000	2.5/10以内	
		中山間地域農村活性化総合整備事業	39,000,000	5,685,000	1.5/10以内	
		小 計	194,000,000	27,185,000	—	

#### 提案理由

平成24年度県営土地改良事業費に対する受益市町村負担金について、地方財政法第27条第2項及び土地改良法第91条第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 20 号

平成24年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益市町負担金について

平成24年度農地保全に係る地すべり防止事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 24 年 9 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
農地保全地すべり防止事業	三好市	地すべり対策事業	10,000,000 <sup>円</sup>	1,666,666 <sup>円</sup>	1/6	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	神山町	地すべり対策事業	8,000,000	1,333,333	1/6	

## 提案理由

平成24年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益市町負担金について、地すべり等防止法第31条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





## 第 21 号

## 平成24年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について

平成24年度広域漁港整備事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 24 年 9 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
広域漁港整備事業等	鳴門市	地域水産物供給基盤整備事業	154,000,000	21,560,000	14%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		広域漁港整備事業	35,000,000	4,900,000	14%	
		水産物供給基盤機能保全事業	10,000,000	1,400,000	14%	
		小 計	199,000,000	27,860,000	—	
	牟岐町	広域漁港整備事業	150,000,000	16,000,000	10・12%	
	美波町	水産物供給基盤機能保全事業	50,000,000	7,000,000	14%	
		県単独漁港漁場整備事業	3,150,000	630,000	20%	
		小 計	53,150,000	7,630,000	—	
	海陽町	広域漁港整備事業	60,000,000	8,400,000	14%	

#### 提案理由

平成24年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 22 号

## 平成24年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について

平成24年度県営林道開設事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 24 年 9 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営林道開設事業	美馬市	森林基幹道	155,000,000 <sup>円</sup>	16,585,000 <sup>円</sup>	10.7%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	三好市	森林基幹道	90,000,000	9,630,000	10.7	
	那賀町	森林基幹道	155,000,000	16,585,000	10.7	
	海陽町	森林基幹道	91,000,000	9,737,000	10.7	
	つるぎ町	森林基幹道	25,000,000	2,675,000	10.7	

## 提案理由

平成24年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 23 号

## 平成24年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について

平成24年度県営都市計画事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 24 年 9 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営都市計画事業等	徳島市	公共街路事業	1,000,000,000 <sup>円</sup>	100,000,000 <sup>円</sup>	1/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		鉄道高架事業	30,000,000	7,500,000	2.5/10	
		緊急地方道路整備事業	422,000,000	42,200,000	1/10	
		県単独街路事業	16,150,000	1,615,000	1/10	
		旧吉野川流域下水道建設事業	1,574,000	393,500	2.5/10	
	小 計	1,469,724,000	151,708,500	—		
	鳴門市	旧吉野川流域下水道建設事業	3,521,000	880,250	2.5/10	
	小松島市	緊急地方道路整備事業	100,000,000	10,000,000	1/10	
	石井町	緊急地方道路整備事業	100,000,000	10,000,000	1/10	
		県単独街路事業	3,400,000	340,000	1/10	
小 計	103,400,000	10,340,000	—			

	松 茂 町	旧吉野川流域下水道建設事業	777,000	194,250	2.5/10	
	北 島 町	旧吉野川流域下水道建設事業	1,340,000	335,000	2.5/10	
	藍 住 町	旧吉野川流域下水道建設事業	2,128,000	532,000	2.5/10	
	板 野 町	旧吉野川流域下水道建設事業	660,000	165,000	2.5/10	

#### 提案理由

平成24年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 24 号

## 平成24年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について

平成24年度県単独砂防事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 24 年 9 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独砂防事業等	吉野川市	県単独砂防事業	2,550,000 <sup>円</sup>	637,500 <sup>円</sup>	25/100	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	三好市	急傾斜地崩壊対策事業	155,000,000	11,500,000	5/100・1/10	
	勝浦町	急傾斜地崩壊対策事業	55,000,000	5,500,000	1/10	
	神山町	県単独砂防事業	2,500,000	625,000	25/100	
	那賀町	県単独砂防事業	2,550,000	637,500	25/100	
	牟岐町	急傾斜地崩壊対策事業 県単独砂防事業	20,000,000	1,500,000	5/100・1/10	
			5,950,000	297,500	5/100	
			小 計	25,950,000	1,797,500	
美波町	急傾斜地崩壊対策事業 県単独砂防事業	60,000,000	3,000,000	5/100		
		45,050,000	2,252,500	5/100		

		小計	105,050,000	5,252,500	—
	海陽町	急傾斜地崩壊対策事業	75,000,000	5,000,000	5/100・1/10
		県単独砂防事業	42,500,000	2,125,000	5/100
		小計	117,500,000	7,125,000	—
	つるぎ町	急傾斜地崩壊対策事業	120,000,000	6,000,000	5/100
		県単独砂防事業	2,550,000	637,500	25/100
		小計	122,550,000	6,637,500	—
	東みよし町	急傾斜地崩壊対策事業	30,000,000	1,500,000	5/100
		県単独砂防事業	2,550,000	637,500	25/100
		小計	32,550,000	2,137,500	—

#### 提案理由

平成24年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 25 号

## 平成24年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について

平成24年度県単独道路事業費の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

平成 24 年 9 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独道路事業	徳島市	道路局部改良事業	17,850,000 <sup>円</sup>	2,677,500 <sup>円</sup>	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		交通安全対策事業	1,530,000	153,000	10%	
		小 計	19,380,000	2,830,500	—	
	鳴門市	道路局部改良事業	10,200,000	1,530,000	15%	
	小松島市	道路局部改良事業	4,250,000	637,500	15%	
	阿南市	道路局部改良事業	11,900,000	1,785,000	15%	
	吉野川市	道路局部改良事業	8,500,000	1,275,000	15%	
	阿波市	道路局部改良事業	14,450,000	2,167,500	15%	
	美馬市	道路局部改良事業	22,100,000	3,315,000	15%	
		交通安全対策事業	850,000	85,000	10%	

		小計	22,950,000	3,400,000	—
三好市	道路局部改良事業	31,450,000	4,717,500	15	
	交通安全対策事業	850,000	85,000	10	
	小計	32,300,000	4,802,500	—	
上勝町	道路局部改良事業	7,650,000	1,147,500	15	
佐那河内村	道路局部改良事業	5,100,000	765,000	15	
石井町	道路局部改良事業	1,700,000	255,000	15	
	交通安全対策事業	255,000	25,500	10	
	小計	1,955,000	280,500	—	
神山町	道路局部改良事業	11,900,000	1,785,000	15	
那賀町	道路局部改良事業	17,000,000	2,550,000	15	
美波町	道路局部改良事業	8,500,000	1,275,000	15	
藍住町	道路局部改良事業	9,350,000	1,402,500	15	
板野町	道路局部改良事業	6,800,000	1,020,000	15	
	交通安全対策事業	510,000	51,000	10	
	小計	7,310,000	1,071,000	—	
上板町	道路局部改良事業	1,700,000	255,000	15	
	交通安全対策事業	255,000	25,500	10	
	小計	1,955,000	280,500	—	

	つるぎ町	道路局部改良事業	4,250,000	637,500	15	
	東みよし町	道路局部改良事業	15,300,000	2,295,000	15	

## 提案理由

平成24年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について、道路法第52条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 26 号

## 平成24年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について

平成24年度港湾建設事業費の一部を次のとおり受益市に負担させるものとする。

平成 24 年 9 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
港湾建設事業	徳島市	港湾改修事業	135,000,000 <sup>円</sup>	20,250,000 <sup>円</sup>	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		港湾環境整備事業	36,000,000	5,400,000	15	
		小 計	171,000,000	25,650,000	—	
	阿南市	港湾改修事業	80,000,000	12,000,000	15	

## 提案理由

平成24年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



第 27 号

基幹農道工事伊勢田トンネルの請負契約の変更請負契約について

平成23年7月8日議決を経た基幹農道工事伊勢田トンネルの請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

平成 24 年 9 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

請負契約書中「5 契約金額 504,000,000円」を「5 契約金額 499,018,800円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





## 第 28 号

## 徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

平成 24 年 9 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工	事	名	街路工事
2	路	線	名	徳島東環状線
3	工	事	箇	所 徳島市城東町2丁目 末広住吉高架橋上部工
4	工		期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成26年3月10日まで
5	契	約	金	額 1,020,600,000円
6	契	約	の	方 法 一般競争入札
7	契	約	の	相 手 方
				I H I インフラ建設・大日街路工事末広住吉高架橋上部工建設工事共同企業体
				代表構成員 東京都江東区東陽7丁目1番1号
				株式会社 I H I インフラ建設
				代表取締役 小島治久
				代理人
				徳島県徳島市八百屋町1丁目14番地
				株式会社 I H I インフラ建設徳島営業所
				所 長 岡本圭吾
				構 成 員 徳島市北田宮四丁目6番76号
				株式会社 大日
				代表取締役 山口裕史

#### 提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 29 号

## 川内大代線緊急地方道路整備工事加賀須野橋上部工の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

平成 24 年 9 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工	事	名	緊急地方道路整備工事			
2	路	線	名	川内大代線			
3	工	事	箇	所	徳島市川内町加賀須野～板野郡松茂町広島 加賀須野橋上部工		
4	工		期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成26年11月30日まで			
5	契	約	金	額	1,588,650,000円		
6	契	約	の	方	法	一般競争入札	
7	契	約	の	相	手	方	横河ブリッジ・神例造船緊急地方道路整備工事加賀須野橋上部工建設工事共同企業体
			代表構成員	千葉県船橋市山野町27番地			
				株式会社 横河ブリッジ			
				取締役社長 藤 井 久 司			
				代理人			
				大阪市西区靱本町一丁目4番12号			
				株式会社横河ブリッジ営業第二部			
				営業第二部長 藤 井 優 次			
			構 成 員	徳島県鳴門市里浦町里浦字恵美寿676番地			
				神例造船株式会社			
				代表取締役 神 例 哲 也			

#### 提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第30号

## 財産の出資について

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の設立の用に供するため、次の土地等を出資する。

平成24年9月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |     |   |   |   |
|-----|---|---|---|
| 1   | 土 | 地 |   |
| (1) | 所 | 在 | 地 鳴門市撫養町黒崎字小谷32番ほか10筆                       |
| (2) | 出 | 資 | 予 定 面 積 28,069.38平方メートル                     |
| 2   | 建 | 物 | 等   |
| (1) | 所 | 在 | 地 鳴門市撫養町黒崎字小谷32番地ほか9筆                       |
| (2) | 出 | 資 | 予 定 面 積 40,213.15平方メートル                     |
| (3) | 出 | 資 | 予 定 物 品 地方独立行政法人徳島県鳴門病院の設立に係る物品一式           |
| 3   | 財 | 産 | の 価 額 1,369,250,000円                        |
| 4   | 出 | 資 | の 相 手 方 鳴門市撫養町黒崎字小谷32番地<br>地方独立行政法人 徳島県鳴門病院 |

## 提案理由

財産の出資について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



第 31 号

平成23年度徳島県病院事業会計決算の認定について

平成23年度徳島県病院事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成 24 年 9 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成23年度徳島県病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





## 第 32 号

## 平成23年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成23年度徳島県電気事業会計の剰余金を処分し，平成23年度徳島県電気事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 24 年 9 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

平成23年度徳島県電気事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成23年度徳島県電気事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 第 33 号

## 平成23年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成23年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を処分し，平成23年度徳島県工業用水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 24 年 9 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

平成23年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成23年度徳島県工業用水道事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 第 34 号

## 平成23年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成23年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を処分し，平成23年度徳島県土地造成事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 24 年 9 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

平成23年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成23年度徳島県土地造成事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 第 35 号

## 平成23年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成23年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を処分し，平成23年度徳島県駐車場事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 24 年 9 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

平成23年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成23年度徳島県駐車場事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。





## 報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成24年9月18日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市所在 1法人	円 15,520	平成24年3月30日	小松島市地内	平成24年8月30日
美馬市所在 1法人	171,940	平成24年7月5日	美馬市地内	平成24年8月30日
徳島市在住 1名 小松島市所在 1法人	903,258	平成24年4月13日	小松島市地内	平成24年8月31日
名西郡石井町在住 1名	125,286	平成24年4月26日	徳島市地内	平成24年8月31日
板野郡藍住町在住 1名	80,640	平成24年6月4日	板野郡藍住町地内	平成24年8月31日
板野郡北島町在住 1名	396,703	平成24年6月19日	徳島市地内	平成24年8月31日
徳島市在住 1名	155,295	平成24年6月29日	徳島市地内	平成24年8月31日



## 報告第2号

## 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成24年9月18日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市所在 1法人	円 1,954,000	平成24年3月2日	那賀郡那賀町地内 (県道木沢上那賀線)	平成24年7月30日
大阪府門真市所在 1法人	75,000	平成24年3月23日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成24年7月30日
三好市在住 1名	186,000	平成24年4月1日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)	平成24年7月30日
徳島市在住 1名	400,000	平成24年5月2日	板野郡藍住町地内 (県道松茂吉野線)	平成24年7月30日
兵庫県姫路市在住 1名	130,000	平成24年5月3日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	平成24年7月30日
徳島市在住 1名	194,000	平成24年5月7日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	平成24年7月30日
小松島市在住 1名	77,000	平成24年5月12日	小松島市地内 (県道徳島小松島線)	平成24年7月30日

那賀郡那賀町在住 1名	122,000	平成24年5月16日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成24年7月30日
那賀郡那賀町在住 1名	50,000	平成24年6月1日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成24年7月30日
鳴門市在住 1名	287,000	平成24年5月2日	板野郡藍住町地内 (県道松茂吉野線)	平成24年8月30日
板野郡北島町在住 1名	673,000	平成24年5月2日	板野郡藍住町地内 (県道松茂吉野線)	平成24年8月30日

## 報告第3号

損害賠償（誤認による取締行為）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成24年9月18日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

誤認による取締行為に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	取締年月日	取締場所	専決処分年月日
板野郡板野町在住 1名	円 21,334	平成21年4月3日	徳島市地内	平成24年8月31日
名西郡石井町在住 1名	20,100	平成21年4月3日	徳島市地内	平成24年8月31日
徳島市在住 1名	20,100	平成21年4月6日	徳島市地内	平成24年8月31日





